

2022 年 1 月 14 日

資源エネルギー庁
資源・燃料部 石油流通課長
永井 岳彦 殿

全国石油商業組合連合会
会 長 森 洋

『コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業』発動に備え、一般消費者の制度内容誤認による SS 店頭における不要な混乱を回避するため、以下項目の確実な実施を要望する。

1. マスコミが誤った内容で報道することのないよう、再周知の実施
2. 一般消費者への正しい制度内容の周知徹底（以下、具体的項目）
 - ①当該制度は『燃料油価格の激変緩和』が趣旨であり、小売価格の値下げを導くものではないこと
 - ②小売価格は輸送コストの違いなどから地域差が生じるため、全国一律の価格にはならないこと
 - ③170 円は制度発動要件として設定した価格であり、発動後に 170 円を超える価格があったとしても問題はないこと

以上